R8年度

新婚夫婦の新生活のスタートアップを応援します！

新婚新生活住まいる補助金

【補助対象費用】

◎住居費：①住宅取得費用
②住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
◎引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用（実費）
◎リフォーム費用：リフォーム業者へ支払った費用（実費）

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの経費のうち、
令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支払った費用が
補助対象費用となります。

【補助対象者】

①婚姻届
令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に提出し、受理されている。
→ いいえ → 非該当
↓ はい

②夫婦の年齢
夫婦の双方の年齢が婚姻日において満39歳以下である。
→ いいえ → 非該当
↓ はい

③夫婦の所得
所得証明書をもとに算出した夫婦の所得が500万円未満である。
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。
→ いいえ → 非該当
↓ はい

④対象となる住居
対象となる住居が諏訪市内にあり、かつ、夫婦の双方が当該住宅に住所を有している。
→ いいえ → 非該当
↓ はい

⑤その他　以下の項目を全て満たす。
（1）他の公的制度による住宅取得、引越、リフォーム、家賃に係る補助等を受けていない。
（2）過去にこの補助金制度に基づく補助を受けていない。
（3）夫婦のいずれもが市税等を滞納していない。
（4）暴力団関係者でない。
（5）5年以上継続して諏訪市に居住する意思がある。
（6）裏面の①～④のいずれかの講座の受講又は相談を行っている。
→ いいえ → 非該当
↓ はい

該　当

※昨年申請を行い、補助上限に達しなかった世帯は継続補助の対象となります。
※雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合があります。

【助成金額】

1世帯当たり最大30万円

ご夫婦の双方の年齢が
婚姻日において満29歳以下の場合
1世帯当たり最大60万円

【申請期限】

令和9年2月15日まで

※ただし、申請が予算額に達した場合、受付を終了することがあります。

【申請希望の場合】

必ず事前に担当課へご連絡ください。
補助対象要件を確認後、申請書様式をお渡しします。

諏訪市役所　地域戦略・男女共同参画課
地域支援係
TEL：0266-52-4141（内線288）

【申請フロー】

結　婚
住宅取得・住宅賃借、引越、リフォーム

≪補助対象の要件≫
〇**令和8年1月1日**から**令和9年3月31日**までの間に婚姻届を提出し、受理された**満39歳以下**の夫婦
〇対象となる住居が諏訪市にあり、かつ夫婦の双方が当該住宅に住所を有している
〇夫婦の合計所得金額が500万円未満

≪住宅取得・住宅賃借、引越、リフォーム≫
令和8年4月1日から**令和9年2月28日**までに支払った費用が対象

事 前 相 談

必ず事前に担当課へご連絡ください。
諏訪市役所 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係
TEL:0266-52-4141(内線288)
補助対象要件を確認後、申請書様式をお渡しします。

交 付 申 請

≪申請期限≫　令和9年2月15日(月)
※交付申請は支払い済みの費用に限る

≪提出書類≫

共通書類
- □ 諏訪市新婚新生活住まいる補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号-1)
- □ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- □ 夫婦の住民票の写し
- □ 夫婦の所得証明書の写し
- □ 補助金振込先口座が確認できる書類(預金通帳の写し等)
- □ 左記①～④のいずれかの講座の受講又は相談を行ったことが確認できるもの

①ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換を含む。）
②プレコンセプションケアに関する講座の受講
③医療機関への妊娠又は出産に関する相談
④共家事・共育て講座（男性の家事又は育児参画のための講座を含む。）の受講

◎申請内容により、以下の書類が必要になります。

【貸与型奨学金を返済している場合】
- □ 年間返済額が確認できる書類

【住宅取得の場合】
- □ 売買契約書、工事請負契約書等の契約内容が確認できる書類の写し
- □ 領収書等の写し

【住宅賃借の場合】
- □ 賃貸借契約書の写し
- □ 領収書等の写し
- □ 住宅手当の支給額を証明する書類（給与所得者全員分）

【引越の場合】
- □ 領収書等の写し

【リフォームの場合】
- □ 工事請負契約書又は請書等の契約内容が確認できる書類の写し
- □ 領収書等の写し

審　査

口 座 振 込